

パネルディスカッション

司会 嘉多山 宗（企画委員・創価大学）

司会（嘉多山・企画委員） 第3部を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。質問については、まとめられるものについてはまとめてお答えさせていただくような形にして、パネリスト相互の間でも、時間の許す限り議論を深めていきたいと思います。

はじめに、長谷川先生に対する質問から始めたいと思います。質問の内容は、さきほど不活動宗教法人、休眠宗教法人のお話があったわけですが、今回の東日本大震災で被害を受けた宗教法人で、礼拝施設を滅失した法人などにおいて、宗教法人を悪用したとか、あるいは法人格を売買したとか、そういう具体的な動きが生じているか、ご存じであれば教えていただきたい、こういう質問をいただいております。長谷川先生よろしくお願いいたします。

質問票 高橋神奈男（会員・総合研究大学院大学）

東日本大震災により被害を受けた宗教法人で、礼拝施設を滅失した法人などで、宗教法人の悪用やいわゆる法人格の売買のうわさ、動きなどの話はあるもののでしょうか。従来の休眠宗教法人（不活動宗教法人）の経緯と違いますが、このような動きが生じるとゆゆしきことかと思えます。

長谷川 正浩（報告者・会員・弁護士） 私は、今のところ、今回の震災で、礼拝施設を滅失した法人などを悪用することは聞いておりません。そういった話は全く聞いておりません。ただ、ちょっと心配があるのは、もう1年くらい前だったと思いますが、NHK かが何か特集しておりましたが、暴力団が宗教法人を利用するというのを元暴力団にいた人が匿名で話していた放送があり

ました。現に、北九州市では神社が乗っ取られて、その関係するものが、福岡市内にある浄土宗の尼寺を舞台にして犯罪を起こしたということがございましたし、このあいだ（平成23年10月10日）暴排条例が全国的に制定されました。溝口敦氏は最近出された本の中で、これからは堅気の間人がターゲットになるということを言っておられます。そういうような動きなどを考えると、震災に限らず、不活動、あるいはそれに近い宗教法人が利用されるということはあると思います。特にこれはお坊さんの場合ですけど、坊さんには根っからの悪人はいないと私は思います。まあたまにはいるかもしれないけれど、しかし、人に騙されやすいんですね。騙されやすい。お布施をもらうことに慣れちゃう。人に奢ってもらうことを何とも思わなくなっちゃう。それがいつの間にか借金に替わっちゃう。これは本当に気を付けなければならないですね。これでお答えになったかどうか、わかりませんが。

司会 いまの質問は、総合研究大学院大学の高橋先生からです。何か追加で質問はありますか。

高橋神奈男（会員・総合研究大学院大学） ありがとうございます。特にありません。

司会 それでは次に、百地先生に対する質問が、政教分離に関する質問でございます。津久井先生に対しても、同じく政教分離に関する質問がございます。百地先生に対する質問を私のほうで拝見させていただいたところ、まず、一つのテーマになっていると思われるのが、仮に、追悼、葬送、慰霊、心のケア、こういったことについて、宗教団体の活動の関与を認めていくということになると、そこでどういうふうに宗教法人を選別するのか、宗教団体間の差別という問題が生じるのではないかと、というようなテーマがあろうかと思えます。まず、その問題について参りたいと思えます。それではまず、このことについて、愛知学院大学の原田先生、いま私のほうで要約させていただいたようなことでよろしいでしょうか。同趣旨の質問を金沢大学の稲葉さんから頂いてお

りますが、よろしいでしょうか。それではこの点についての百地先生の意見をお聞かせ下さい。

質問票 原田 保（会員・愛知学院大学）

政教分離は決して宗教排除ではないと考えておりますが、国や自治体の関わる施設や行事等に「参加できる宗教」と「参加できない宗教」との差が生じると、参加できない宗教に対する侵害の問題や平等条項違反の問題が生じるように思われます。また「カルト」「異端」といったラベルを貼られている宗教の参加を認めることには別の観点から批判する意見も想定されます。どのように考え、解決するべきか、ご教示ください。

質問票 稲葉 実香（金沢大学）

被災者の心のケアのため、宗教者の慰霊祭への関与や読経ボランティア等が必要であるというご意見には全面的に賛同いたします。ただ、その際にいわゆるカルト宗教団体からのボランティアや慰霊祭への参加の申し出や、市民からの要望がある場合には、受け入れてもよいとお考えでしょうか。それとも大多数の市民が違和感を抱くような宗教団体の場合は排除すべきであるとお考えでしょうか。ご教示ください。

百地 章（報告者・会員・日本大学） はい、ありがとうございます。集中砲火というか、いろいろとご質問をいただきました。

いろんな慰霊祭とか、そういったものに、参加できる宗教と、できない宗教の差とか、あるいは、特定の宗教団体が参加した場合にかえって違和感を持つたりですね、困る場合が出てくるのではないかと、そういった趣旨だろうと思うんです。これについては、日本では一つの工夫として、先ほど紹介しました鎌倉の鶴岡八幡宮における超宗教ですね、神、仏、キの代表による慰霊祭というものが行われました。いかにも日本的だと思うんですが、そういう解決策もあるんじゃないかと。それに加えて、例えば新宗教の代表みたいな形でですね、全部参加というとは何ですから、神、仏、キ、そういう伝統的な宗教と、それに

加えて新宗教を代表に入ってもらような形であれば、違和感なくいくんじゃないかという感じはしております。まあ、いろいろ細かい問題はあるかもしれませんが、一つの解決策としてあり得るかなと。それから、そこに参加する団体、たとえばいろんな宗教団体が、カルトとか言われる団体から、ボランティアで慰霊祭に参加したいという場合どうするかということですが、これも別に、私は排除する必要はないと思うんです。どんな宗教団体であろうと。ただし、それが特定の宗教団体であることを誇示するような特別な服装をしたりとか、特別な行動をすることなく、一個人として、あるいは団体が参加する分にはどんな宗教であっても排除する必要はないし、そうすべきであると思っております。それが、原田会員と稲葉さんに対するお答えになっているかわかりませんが、とりあえず、そんなことを考えております。よろしいでしょうか。

司会 ペドリサ・ルイスさんからも、関係する論点の質問かと思えますけれども、今の回答で十分でしょうか。

ペドリサ・ルイス（会員・京都大学） はい。

質問票 ペドリサ・ルイス（会員・京都大学）

「政教分離」とは、国が「特定」の宗教団体と結びつくことを禁止する、信教の自由の保障を目的とした制度であると定義されましたが、それは日本国憲法が社会における諸々の「宗教現象」の中から、「団体」という形体を採ることによって「特定化」された狭い意味での「宗教」に狙いを定めてそれとの付き合いを排除する趣旨と理解してよろしいでしょうか。憲法学者として、宗教を「特定化」する要素・基準を教えてください。宗教法人法における宗教法人の定義に限定すべきなのか、それ以上の基準も考えられますか。

司会 今の点については、かなり重要な論点の一つであろうかと思っておりますので、もしパネリストの方、あるいは会場の方から、さらに何か追加でコメント

や質問、ご意見等があれば承りたいと思います。

川上 直哉（報告者・日本基督教団） 川上でございます。現実には宮城のほうで、宗教者が共同してやりましょうといった時に、その問題がまさに出ました。名前を出してしまうと、いろいろ差し支えがありますから出しにくいところがありますが、伝統的に仲の悪い教団同士という関係がある。たとえば、ある教団と不仲になっている教団から一緒にやりたいとお話があった。ちょっとそれはまずいよっていうふうにおっしゃる団体もあった。それで結局、考えまして、宮城県宗教学法人連絡協議会の枠の中だけでやらしてくださいというふうにできました。それはとってもよかったです。県が作ったものですからといえば、一応、批判は来なかった。結局、おそらく、政教分離の問題を積極的な形で解決していこうとしたら、この問題は絶対ぶつかるだろうと思います。そのために必要なのは、裏側の、バックヤードの仕事なんだろうなとつくづく思いました。実はここでは申し上げにくい微妙なことをしながら、どうにかその宗教間協力の現実をとったというのが実際のところですね。宗教間協力というのは、実は簡単ではないだろうなあという気が致します。

片桐 直人（報告者・会員・近畿大学） 私も基本的には百地先生のご意見に賛成しておりますし、また今の川上さんのご指摘ももつともだろうと思います。この問題は、国、あるいは公共団体が直接、特定の団体を選ぶということになると、かなり困難があると思いますけれども、宮城でやられたように、一定の連合体を作ってやるというやり方が一つ、有効な方法なのではないかと思えます。

司会 今回の点については、内田さんから同じような趣旨のご質問をいただいております。これは川上さんに対する質問でした。仙台で、この弔いをするということについて、様々な団体を作って対応したということだけでも、今後同種の類似するようなケースで果たしてそれが有効なのかどうか、という質問でした。今の話の中に含まれていたかと思いますが、この点については先ほ

ど、午前中に川上さんからご紹介があつて、午後に百地会員の方からも身元不明者の弔いなどについてのご報告等がありました。この点については関心の強いところかと思ひますので、午前中は時間の関係で、あまりじっくりお話をさせていただけなかつた点もあつたかと思ひますので、川上さんにもう少し追加で、震災直後の応急的な弔いの問題について、どういうことがあつたのか、そこでの課題とどういう形で行われたのについて、少し補足で説明していただけますでしょうか。

質問票 内田 推心（浄土真宗本願寺派総合研究所）

仙台市において弔いをするための交渉についてうかがいました。基本的には、様々な宗教からなる団体をつくつて対応したということかと思ひますが、その交渉の際の論理についてより詳しく教えていただけますでしょうか。また今後予想される類似するケースも同様の対応が有効かどうかも教えていただければ幸いです。

川上 実は、明日も身元不明者の弔いをやるのですね。話題に出てきた、生活環境課の課長さんのことをお話します。この人が1年で替わつてしまったことは、私たちにとっては打撃になつたような方でした。とても能力のある、ただし手ごわい交渉相手でした。でも、尊敬すべき方です。その方とずっと交渉しながら、結局どうしたかという、目立たれると困るというのが、やっぱりお立場から出る結論なのです。ポリティカル・アポインティーの方だったので、市長を守る立場です。なんとか市長に害がいかないように、と考える。だけど、宗教的ケアは必要だからということで、結局、宮城の言葉で「さざほさ」って言うのですが、目立たないように、でもちゃんとやるっていうことを今でも続けています。具体的には、一般の来客の立場で手続きをして、弔うとなりました。けど実際には私たち宮城県宗教法人連絡協議会のメンバーがグループを作って、毎月11日に行つて、輪番でやっています。できるだけ重複しない、毎月代わるように、いろんな宗教の人がやるという形をとっております。特に身元不明の場合はとても大事で、何教の方かわからないけれども、と

にかくお弔いをきちんとしてるということの情報が外に出ていくことが大事だと考えています。実際4月の後半には身元不明者が何十人も焼かれるということになりました。その時は葬祭業者さんのネットワークで警察の情報が来る。この辺は和尚さんの力です。それで、今日は焼くぞとなると、みんな構えていて、誰もいない焼き場に棺だけ入ってくる。入った後、火葬場の職員さんもちゃんとわかっけていて、あとはさーつといなくなって下さる。その後、焼いている前にみんなで出ていきまして、あつちで祝詞あげて、こつちでお経をあげて、こつちで賛美歌歌つてというのが、火葬場中で、広がる。それが1週間くらい続いた。そういう形でやりました。結局、それが、現場の人たちなり、それを知っている人たちにとって、ある種の感動とか、良いことだという印象を与えれば、問題にならない。ちょっとでも、何か失敗するとですね、そこから全て台なしになるなと思って、緊張しましたけれども。「これから同じようなことが起きた場合に、何に気を付けたらいいと思いますか」という質問に対しては、そういう、人に褒められるように、絶対につつかれないように、みんなで話し合っけて、手分けして努力をするということが、結局全てだなという気がしております。

司会 ありがとうございます。今の点について、何か追加で、会場からでも結構ですが、質問等、ご意見ございますでしょうか。百地先生どうぞ。

百地 田近会員からいくつか質問があった中に、身元不明者の場合ですね、本人の信仰とかいうことは問題になりませんが、その場合、宗教者の信仰の自由が問題になるのではないかと。政教分離に対しては信仰の自由、対抗価値というようなことをおっしゃっていますけれども、この場合は、私は、死者を弔うという宗教心だろうと思いますね。対抗価値というのは、したがって特定の宗教の教義をそこで主張するのではなくて、死者をとにかく弔うという宗教心が必要であつて、それがそこに出てくるんじゃないでしょうか。身元不明者に対してですね。ちょっと質問の意味がよく分からないんですが……。

司会 それでは、論点が少し拡がりますけれども、田近会員の方から質問をいただいております。質問は、追悼の問題も一つですけれども、政教分離原則との関係で、身元不明の遺体とか遺骨の葬送とかについてのご質問をいただいております。ちょっと口頭で説明をお願いします。

質問票 田近 肇（会員・岡山大学）

身元不明の遺体、遺骨の葬送・追悼・慰霊につき、「厳格な政教分離」を理由に宗教色を全く排除することが適当でないという結論には同意します。ただ、その際、政教分離に対抗する利益を法的にどのように構成したらよいのでしょうか。人間の尊厳を保持する利益は、人の死後も残るのでしょうか。また身元不明であれば、遺族の宗教感情も問題になりえません。そうすると対抗利益として考えられるのは、「読経ボランティア」をする宗教者の信教の自由ですか？ それとも何らかの社会的な利益（共同体構成員の宗教感情）などを措定するべきなのでしょうか。

田近 肇（会員・岡山大学） 岡山大学の田近でございます。質問がわかりにくかったようで、申し訳ございません。お聞きしたかったのはですね、政教分離原則があるから読経ボランティアみたいなものはダメなんだという人が、一方ではいるわけですね。そういう人たちに、これは政教分離原則との関係でも問題はないんだと説明をするときに、どういう説明をしたらいいんですかということをお聞きしたかったんです。つまり、そうした説明をしようとするとき、確かに政教分離原則は重要かもしれないけれども、もう一方では、こういうことも価値として重要なのではないですかということを示唆することが必要で、では、誰のどういう利益を、政教分離原則に対抗する利益として主張するんですかということをお聞きしたかったんです。身元が明らかな方については、その追悼は遺族の方の信教の自由、宗教感情というもので説明がつくのかもわからないですけれども、ところが身元不明者の場合は、遺族という方がそもそも出てこないんですね。また、亡くなった人の何らかの利益を持ち出すという方法もあり得るのかもわかりませんが、法律的には、人の権利ある

いは利益は、人が亡くなった時点で終わってしまうはずで、問題にならない。そうすると、読経ボランティアをしておられる宗教者の方の信教の自由が問題なのか、それとも何かしら、亡くなった人に対してはそれなりの敬意を払うべきだという、社会一般の宗教的な感情みたいなものが対抗利益としては問題になるのか、どういうふうに説明したらいいんでしょうか、ということをお聞きしたかったんです。

司会 百地先生、よろしくお願いします。

百地 私は、政教分離とは宗教団体と state との分離であって、nation との分離ではないという立場をとるんですね。そうすると、共同体、コミュニティから宗教を排除するというのが政教分離じゃないんだと。だから、身元不明者を共同体の一員として吊ってあげるというのは、そもそも政教分離の問題の埒外にあるんだというふうに、私は考えているんです。もちろん、目的効果基準とかを持ち出して実際どう組み立てるかというのはありますけれども、もうちょっと広くですね、解釈論に入る前に、そもそも政教分離とは何かという発想でもって私は考えています。アメリカの無名戦士の墓の例をあげましたけれども、あれは国のために亡くなった戦士をですね、国の手で祀ると。共同体というものを存続維持するために、大事なことだと思うんです。そういう発想でもって、無名戦士は、伝統的なキリスト教、ユダヤ教でもってお祀りしている。そうすると、その地域が、たとえば、曹洞宗が強いところであれば、おのずと仏教的なものが中心になって、葬儀が行われるかもしれません。とにかく、そういう共同体の存続維持のために、少なくとも、たとえば身元不明、全く別の地区の人かもしれませんが、一応そこで亡くなったということは、その共同体の一員としてですね、吊ってあげるっていうのが、自然ではないかなと。必ずしも理論的なものじゃないかもしれませんが、そういうことを考えております。

津久井 進（報告者・弁護士） 田近先生のご質問と、今の議論の流れをふま

えて申し上げます。身元不明者の火葬処理や土葬処理は、法的には、災害救助法にもとづく事務として行われているわけです。災害救助法の23条1項9号に「埋葬」というのがあり、同じく23条1項10号には死体の処理が規定されています。これを自治体が「災害救助」という公的な行為としてやっているわけですね。法律にはそこまでしか書いてないですが、その事務マニュアルを厚労省が作って、自治体に配っていて、その中に、なぜそれをやるのかという理由が書いてあって、一つは衛生なんですね。死体を放置すると不衛生だからと。いかにも行政的ですが。ただ、現代においては、遺族の感情や社会一般の感覚というものもある。死体の処理っていうのは、清拭をしたりとか、破損がひどい場合に仮に縫ってあげたりとか、そういったことをするんですけども、単に衛生の目的であればそこまでの必要はないわけで、やはりこれは社会一般の市民感情というものになるんだろうと。そうすると、反対利益との兼ね合いでいえば、宗教者が祈りを捧げるようなことは、全く対立しないのですから、許されるという結論になると思います。もし反対利益があるとしたら、その事務に支障が生じるというのが考えられます。それから行政の方に聞くと、布教と悪徳商法が嫌なんだと言います。しかし、先程から出ているように、布教のためではないのですが、それが、別々に分けられるという理解が、行政にないものだから、ワンセットで考えて否定するんですね。災害救助のあり方として、やはり、ただ埋めればよいとか、ただ清拭さえすればよいというわけじゃないのですが。そもそも大災害時には災害救助も行政だけではできないから、いろんな民間セクターとの連携が必要となってくるはずですが、その時に、DMATや医療機関と連携するのと同じように、宗教団体と連携してやっていくというマニュアルが書き込まれることで、制度として成立すると思います。

川上 私たちが、どうやって生活衛生課参事を説得したかという、殺し文句が一つありまして、それはまさに清水康之さんから入れていただいた情報ですが、後追い自殺がこのままでは起こりますというふうに言ったのです。つまり自殺、自死に起因する遺族の苦しみの問題は、なぜこの人が突然死んでしまったんだということがわからないことに帰着しまして、私が悪いんじゃないかと

遺族は自分を責めるようになるのだそうです。突然死で、しかも身元不明の場合は、逆側に行方不明のご家族の方がいる。行方不明の方を抱えたご家族の方からすると、突然、いるはずの人がいなくなった。しかも、それは、どうもどこかで死んでいるらしい。それに対して自分は何もできていない。ということが、必ず負担になって、そのご家族を追いかけますと。それが彼の知見でした。それを何とかするためには、弔いをやって、それができるだけ広くマスコミに載って、新しい情報として流れるようにするしかない。それによって、たぶん癒されます、ということを言われましたので、それで、そうさせていただきますと言ったら、行政の方に納得してもらえたのです。その上で、先ほどの問題ですね、布教とか、そういうことで攻撃されないためにはどうしたらいいんだろうと、積極的な話し合いができたということがありました。

司会 ありがとうございます。これは規模の大小に関わらず、災害等の場合には必然的に生じる可能性のある話なんだろうと思うんですけども、津久井先生、阪神淡路大震災の時には、こういう問題は何かありましたでしょうか。

津久井 私も詳しいデータや報告を聞いておりませんので、はっきりは言えませんが、災害時に死体が出た直後に、宗教家のボランティアの方々の働きを得たと聞いています。

川上 これは阪神大震災の時にボランティアをやった僧侶の方の証言ですが、その時、日本中からお坊さんが集まったそうです。一所懸命弔わせろと言った。その火葬場は町の真ん中であつたそうです。下町の。そこで大変な混乱が起きて、僧侶を火葬場に入れる、入れないで押し問答になってしまった。結局、火葬場の外側をグルグル回りながらデモ行進みたいになってしまった。そういうことで、とっても険悪な雰囲気になったということはあつたそうです。でも結局、最後は、入口の所にみんなですらっと並んで、霊柩車が入ってくるところで、ずっと外でみんな祈ったと。でもそれは、たぶん初動が間違えて、無理やり入れろって頑張ったから、相当厳しくやりあつてしまったので、

相当厳しくシャットアウトされたんだというようなことを言っておられて、今回はその失敗はしないんだというふうに、その僧侶の方はおっしゃっておいりました。

司会 ありがとうございます。この問題は、少し整理しますと、災害救助法等で遺体の埋葬とか一定の行為を行政が行うというところまでは問題がない。また、それが、非宗教的に行われるということであれば、法律上そこまではやらなければならないということなんだけれども、そこから先になったときに、行政の方が引いてしまうと。しかし、それは、今回のことに関する限りでいうと、かなり、不必要に引きすぎてしまっていて、問題がそこに生じているのではないか。それを打開するためには、仙台の取り組みのような、諸宗教間の連携とか、そういったものが一つのカギになるのではないかというふうなお話だったのではないかと思います。重要な問題ですので、またご意見等があれば、後ほど時間があればご議論いただきたいと思います。

それから次に、今度は、それと関連をする面もありますけれども、政教分離原則の問題につきまして、さらに百地先生に質問をいただいております。創価大学の桐ヶ谷会員からです。ここで言われているのは、主として国葬や公葬についての問題ということですね。犠牲者の葬送、追悼等について、行政が消極的になることについてはそこに問題があるということは共感をする。ただその文脈で、国葬、公葬ということになったときに、同じなかどうか。そこは次元の違うところではないか。そういう趣旨のご質問ということかと思えます。

質問票 桐ヶ谷 章（会員・創価大学）

犠牲者の葬送・追悼・慰霊等に関し、政教分離を盾にして行政が消極的になることについてや、政教分離原則と信教の自由と対抗関係にある場合に、分離をゆるやかにする（その意味で内在的制約がある）という点は共感しますが、その文脈で国葬や公葬を論ずるのは、いかがなものかと考えます。国葬や公葬の関係で厳格分離を貫くことにより、誰の信教の自由がどのように

制約されるのでしょうか？ 前者と後者は全く別個の問題だと思います。

桐ヶ谷 章（会員・創価大学） もう1点、それと関連して、政教分離の原則と信教の自由が対抗関係にあるときに、政教分離原則は緩やかに解してもいいんではないかっていうような文脈、これは、私も同感なんですけれども、だから、国葬や公葬をやるときも政教分離原則を緩やかに解していいんじゃないかっていう文脈で、もし言われてるんだとしたら、ちょっと、そこは違うぞって感じがしたので、質問をさせて頂いた次第です。

司会 百地先生、お願い致します。

百地 ありがとうございます。一つはですね、報告の中でも申し上げましたように、葬儀と宗教は切り離せないというのが、少なくとも伝統的なものとしてあるだろうと思うんですね。それからもう一つ、例えばアメリカでは、故人や遺族の宗教を大事にする。ケネディ大統領の葬儀は、ケネディが生前通っていたカトリック教会でやってるんですね。我が国でも、GHQの占領下においては、松平参議院議長の参議院葬が松平家の宗教である神道でもって行われたし、幣原衆議院議長の時には衆議院葬が築地の本願寺で行われたと、そういうことがあります。だから私は、理論的にはですね、故人の信仰とか、あるいは、遺族が希望している場合には宗教儀式を行うことがありうると思っております。ただ、一方で、確におっしゃるような、いろんな配慮とか工夫っていうことは必要だろうと思います。たとえば、吉田総理ですね、あの方が亡くなったときは、吉田さん自身は実は、お寺さんの檀徒総代かなんかだったんですが、娘さんがカトリックだったんですね。そんなこともあって、結局、いわゆる無宗教でもってやったんですが、そういういろんな配慮をした結果として、無宗教っていうのもありうると思います。今の風潮はとにかく無宗教でなくちゃダメだみたいな風潮がありますから、もう一度、葬儀の本質に還るならば、故人が一番喜ぶのは何だろうとかかですね、遺族の心情を配慮するということは必要ではないかと。その上で、最終的に、色んなことを考えて、結果

的に無宗教っていうことはあり得るかもしれませんが。ただ、理論の問題と、現実のその辺をどうするかっていうのは若干違うかもしれませんが、まさに信教の自由が出てくる場面だろうと思っております。

片桐 ちょっとよろしいですか。横から申し訳ないですけども。確かに、特に顕彰すべきような方が亡くなられた場合に、その方を顕彰する際に国葬や公葬をして、その際に信教の自由とか遺族の感情とかに配慮するというのは、それはそうだろうと思うんですが、先ほどの田近先生のご指摘にもあったかと思うんですけども、今回の場合は、特定の人というのが、あまり認識できないわけです。その際に、ここの辺のところを百地先生に質問用紙を出してお聞きしようかと思っていたところなんですけれども、百地先生のお立場だと、積極的に国葬をやるべきだ、やらなければならないということになるのかどうかということを、是非お聞かせいただきたい。

百地 今回の1万数千人亡くなられた方々のための、国葬とかそういう話とは別だと思っておりますけれども、追悼ですね。結局、一周年は無宗教で行われましたけれども、言ってみると、この無宗教方式というのは、戦後作られた、いわば官制の宗教なんですね。官制ですけども未完成……。官製の宗教でありまして、私は違和感を持っているんです。玄侑宗久さんが先ほど紹介しました『ボイス』という雑誌の対談の最後のところですね、天皇、皇后両陛下が各地にお見舞いに行かれた。それによって本当に、被災者や遺族の方々が心を慰められたと。だから、ぜひ天皇陛下をお呼びして追悼式をとということを提案されておりました。ちょっとそここのところ、対談でははっきりしなかったんですが、宗教的な意味を持たせた追悼をとというふうに言われているんじゃないかなと思ったんですけども。まあ、確かに難しいところはあります。分かりますけれども、そこで、一つの工夫として、最初に言いました、もし、宗教的な儀式をやるとするならば、いわゆる超宗教的といいますか、色んな宗教の方たちを代表した形でやるようなことも、あるいはあってもいいんじゃないか。ただし、そこでは常に、参加者の信教の自由の問題がありますから、もちろん強制

はできないし、そういう形で配慮していく。実はこの問題を考えるときにはですね、積極的信教の自由と消極的信教の自由という問題が、やっぱり日本ではもっと議論されるべきだと思ってるんですね。つまり、ドイツでの学校祈祷、学校での祈祷をめぐってですね、大多数の父兄は、親たちは、学校で祈祷をしてほしいし、学校で宗教教育をやってほしいと思っている。ところが、一部の人はですね、学校での宗教教育は反対だと。祈祷には反対だと。その場合、一人でも反対したらできないというのは、丁度、美濃部都政の時のゴミ焼却場の建設のようになってですね、一人でも反対したら何もできない。そうすると、多数派の、やっぱり学校できちんとキリスト教的な祈祷をしてほしいという、そういう願い、積極的信教の自由と、それは嫌だという、拒む人たちの消極的な信教の自由と、どちらを優先すべきかと言えば、私は、最終的にはですね、多数派の、多数、少数って言うともまずいですから、積極的な信教の自由を尊重すると。その結果として、ドイツはどのような解決をしたか。判例がありますけれども、つまり、学校の授業の始業時に短い時間でもって祈祷を行うと。それによって積極的な信教の自由を求める人たちの希望に叶えることができる。他方ですね、それに参加したくない人たちは、始業時の最初の祈祷ですから、したがって、少し遅れて学校に行けばいいわけですから、そういう形で折り合いをつけると。これは、非常に、私は参考になるんじゃないかと思っているんですね。政教分離、いわゆる国家と宗教団体の関係は、ドイツと日本はだいぶ違いますから、ドイツは公認教制ですから、直接は参考にならないかもしれませんが。しかし信教の自由というある程度普遍的な問題についてはですね、そういう解決策というのは参考になるんじゃないかなというふうに思っております。

桐ヶ谷 片桐先生にお聞きしたいんですけども。今のドイツの判例は、生かじりで知ってはいるんですけども、ドイツでは宗教教育というのが憲法で認められていますよね。そういう背景の下での話なので、必ずしも、日本にパラレルに持ってきていいのかどうかというのは、ちょっと、いささか疑問かなと。アメリカなんかだと、教室での祈りっていうのを公立学校でやることを憲法違

反だということにしたってというような例もあるわけですので。その辺、ドイツと日本とアメリカをどう比べるかという問題。まあ、今日の問題と関係ないですから、あまり深入りしないで結構でございますけれども。

片桐 ドイツ的な文脈で答えろというご趣旨なのかもしれませんが、確かに、ドイツと日本では政教関係が全く違うわけでございます、簡単には輸入できないと思います。ただ、先程来の百地先生のご説明をお聞きしていると、基本的なご主張は、国民の大半が追悼をやりたいというふうに思っているときに、そこに過剰に政教分離原則違反なんだからやめようという話になるのかということだろうと思います。そういう意味では、私も百地先生と同じ考え方でありまして、大半の国民がそういうことをやりたいと思っているときに、それを、特定の宗派と結びつくような形はもちろん駄目なわけですが、やるということ自体は禁じられないだろうと思います。

司会 論争の尽きない大論点でありますけれども、どなたか、さらにご発言ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、政教分離の問題ではあるのですが、今は比較的応急対応といいますか、葬送、追悼の問題でした。もちろんこれも百地会員からご紹介があったように、ずっと継続して追悼がなされていくというものではありませんけれども、どちらかと言えば初期段階の方でした。その後、復旧支援、復興というフェーズに入っていったときに、そこで様々な形で国家が関わるということになった時に、そこで政教分離原則の問題というのが出てくるというのが、今日の一つのテーマでした。そこで、具体的には復興基金が今後どの程度活用できるのかというような具体的な問題も出てきましたけれども、それとの関連で、津久井先生に上越教育大学の小島会員の方から質問がきております。質問のご趣旨は、ご紹介のあった砂川事件の最高裁判決というのがありました。この事件では、社会通念に照らして総合的な判断をするというふうに言っている。この最高裁の判決の基準に照らしても、津久井先生のご報告では、この復興支援との関係で、宗教施設の再建などについて援助していくということは十分に説明がつくのではないかと、目的効果基

準から言っても説明がつくのではないかというふうなお話だったんだけど、一方で、この砂川判決は違憲判決だったということがあったので、その点が、行政とか地方自治体に、ショックのようなものを与えているということはないのだろうか、こういうふうなご質問であります。小島先生、今のような要約でよろしいでしょうか。それでは津久井先生、この点はどうでしょうか。

質問票 小島 伸之（会員・上越教育大学）

ご報告で砂川政教分離訴訟最高裁判決の「社会通念に照らした総合的判断」でも（目的効果基準でも）、災害復興、コミュニティ施設と言う位置づけで再建支援を行って問題ない、ということでしたが、法理上の問題とは別に、砂川判決が行政や地方自治体に与えた“ショック”のようなものは影響しているとお考えでしょうか。

津久井 ショックがあったかどうかは、検証してないので分からないというのが正確な答えでしょうけれども、たぶんその手前の段階で消極的になり、何もやらなくなるだろうと私は見えています。小島先生からのご質問と同じようなことを私も思っています。そもそも従来の目的効果基準と、今回の砂川判決の判断は違うのか。一般に、法律家の中では言葉づかいが変わっただけで、特に変わらないというのが概ねの理解でしょう。判例タイムズの評釈では、「本判決は政教分離原則の基本的な理解の判断の枠組みの基底的な部分については従来の判例に基本的な変更は加えられていないとみるのが自然な理解であると思われる」と書いてある通りです。適用の仕方や、考え方を、ちょっと視点を変えて言っただけで、根本的には変わらないと。だから中身は変わらないとすれば、自治体に与えるショックはないはずだと、理屈の上ではなるはずですが。違憲判決なので影響は大きいというのは確かにありますが、しかし、この事案はむしろ行政に対する救済判決です。合憲判決と違憲判決が二つ出て、無償で譲与するのは合憲で、貸与は違憲だが差戻審で譲与したら合憲やということですから、救済を図ったわけですね。だから、正確に行政マンが読めば、ホッとしてもらうべきものと思います。根本的には、政教分離原則の判断の手法によって

結論が変わるのかということ、目的効果基準を使おうが、それ以前のやり方で判断しようが、社会通念や総合判断でやろうが、信教の自由を損なうものなのかどうかということで、事例的に、個別的看着にしているんだと思います。下級審判決の埼玉の事案は、こういう場面で政教分離を持ち出すのはおかしいということを行った事例判決だと思います。前置きが長くなりましたが、震災復興の時にはですね、いろんな問題が複合的に出てくるので、それを一つ一つ取り分けてやっていったら、社会の再構成ができなくなる。復旧、復興のときに、断片を取り出して、負の面を強調し、平時のスキームでやるのはおかしいというのが、私は根本的な発想ですが、それが復興のマインドなんだと思うんです。だから、復興構想会議が玄侑先生を呼んだことは素晴らしいと思うんです。今までは呼ばなかった宗教家を中に入れたという意味では、国はこの十何年間で進歩したと思います。一方、地方自治体は三位一体改革で義務だけ負わされ、お金も権力もなかったもので、地方自治体の行政能力の低下が十数年前よりも今の方が著しいと思います。これが、今回の政教分離原則の形式的適用の弊害を生んでいる温床にあると思ってまして、これをどう是正するかを考えたときに、地方自治体を作ってる市民なり、県民が、もうちょっと働きかける。宗教家も基本的には地域に根付いてやってるわけですから、宗教のもつ社会的な意味合いを行政職員に理解させる。先ほどの仙台の取り組みは、まさにそうですよね。いま大問題の一つが、関連死ですが、災害関連死が増えて、自死も含まれています。たぶん宗教家の働きによって、救われている関連死も、きっとその中には何件かあると思うのですが、それを放置していること自体が、消極的信教の自由の侵害ではないかといえます。

司会 ありがとうございます。今日、宗教施設の再建の問題というのが出てきました。百地先生、どうぞ。

百地 報告の中でも一言触れましたし、新聞でもコメントしたんですけども、災害の復興復旧に当たってですね、たとえば新たに、新しいところに移転するとか、そういった場合に、宗教施設だから駄目だとか、そういう話があり

ます。それについては、最も基本的な話だと思うんですよ。これは災害からの復旧、復興でしょ。つまり地域コミュニティを再建するという話です。目的は世俗目的です。世俗目的なのに、対象が宗教施設だからということで排除するっていうことは、まさに宗教による差別です。私、新聞記者にも言ったんですが、一番わかりやすい話、神社が火事だから、消防車が出動しないかっていったら、それはあり得ないことですね。そうでしょう。お寺でもそうです。まさに地域の復旧・復興のためですから。そういう世俗目的のためにですね、その中に神社が、仏閣があったとかいった場合には、同じように対応すべきだろうと。ただし、もちろん、壮大な寺院をそのまま復活しろとか、そういう話じゃなくて、それも言いましたように、それぞれ規模とかありますから、相応の対応は必要ですが、少なくとも差別するのはおかしいと。対等な扱いをすべきだっていうことを私は申し上げたつもりです。

司会 ありがとうございます。この復興、宗教施設の復旧・復興等の問題については、今日いくつかのお話が出ました。まず、熊本さんからのお話にあったように、文化財としての観点から、よりこれを活用するというような道がありうるかもしれない。たとえば、指定登録を受けるとかいうふうな形でですね、進めていくこともありうるかもしれないというお話がありました。それともう一つが、この復興基金の話でした。津久井先生の話でも出てきましたし、玄侑先生の話でもこの話は出てきたんですけども、津久井さんに教えて欲しいんですが、今出ている取り崩し型復興基金のスキームの中に手掛かりはあるというふうなお話があったかと思います。確かにその中に被災地における芸術文化活動に対する支援とか、観光振興に対する支援とかいうふうなことが挙げられているから、そこに手掛かりはあるのだというふうなことでしたけれども、このコミュニティ施設の再建というようなものがなくなってしまったというのは、これは結局原因はなんだというふうにお考えになりますか。

津久井 原因は3つあると思います。まず一つ目は、主体。阪神淡路や中越のように市民参画があるか。今回は、被災者のための基金ではなくて、被災自治

体のための基金になっている。ですから主体が違う。二つ目はですね、取り崩し型基金ということで、結局、国からもらったお金をそのまま使う。だから、自由な色のついていない、どんなふうに色をつけても構わないお金の仕組みを今回はやらなかった。まあ、怠けたとも言えます。それが二つ目。三つ目は、これは我々市民の問題。中越基金は基金の設立、運営から、実際のフォロー、全てに、中越復興市民会議をはじめとする市民団体が全部入っているんです。今回の3・11では、この基金を使おう、何かやってほしいという市民の声が小さいと思うんです。国に金を出してくれではない。自分たちでやるから、そのためのお金をくれと。そうしてこそ、国は口を出すなということが堂々と言えるはずなんです。実は復興基金の後退は3・11の前に始まってます。能登半島地震の時の基金も自治体だけがやって、宗教家の方々が主に動いて、何とかお金を欲しいと言ったのですが、そうじゃなくて、集落に住んでいる方々や市民の方々が、何とかしてくれと言ったら、結論は違ったかもしれないと思います。

川上 今の話、本当にそうだろうと思います。本当に自治体が傷んでおられて、本当に自治体で身動き取れないことが多いんですね。私の宗教者の仲間で、和尚さんですが、自治体の職員の研修をやるコンサルの仕事を兼業でしている和尚さんがいるんですけども、要するに自分のところの檀家さんが少ないので、それで食ってきたっていう和尚さんですが、その方がずっと言っていたのは、やっぱり、自治体によって本当に力の差がはっきり出たと。能力のある自治体は、上手に手を挙げて、国から上手にお金を引っ張ってきて、上手に事業を立てたと言うんです。それは言ってみれば、古い形ですよ。田中土建行政みたいな感じですよ。でもそれを上手にやったところが、上手にお金をとれたけれども、できてないところ、そういうノウハウを持っていないところは、本当にお金を取れないんだと。お金が余ってグルグル回っているというような言い方を聞いておりますから、おっしゃる通りなんだろうなという気がしております。

片桐 よろしいですか。先ほどの話にもつながると思いますが、災害復興の現場では、やはり一人一人の行政マンの方々の知恵なり、力なりが発揮されるというか、それが全てだと思います。そういう意味では、実は、こういう基金があったとかっていうのが、あまり共有されていないという気もします。先ほど、救助の場面で、埋葬する時に、そういうのをマニュアル化すればいいんだというふうに津久井先生がおっしゃっていましたが、普段の防災のレベルで、こういうことが起こったらこういうふうに財政的に手当をしようとか、こういうやり方があるんだというようなものを、もう少し、みんなで共有しないといけないだろうと思います。起こってから、どうしようというふうを考えるんじゃないで、起こる前に、もう少し余裕のあるうちに、こういうことも考えておく必要があると思います。

司会 ありがとうございます。それでは終了時間が近づいてまいりましたので、どうしても発言をしたいという方、いらっしゃいますでしょうか。

新田光子（会員・龍谷大学） 私、広島原爆の爆心地の寺に生まれ育って、今日のどれも関心をもって聞かせてもらったんですけども、追悼で、骨というか、焼骨というの、政教分離で、行政がドンドンドンドン身を引いて、広島身元不明者のお骨なんかも、なるべく自治体は手を入れないというか、というのがずっと、原爆の直後からずっと来たと思うんです。それから今では、千鳥ヶ淵とかですね、百地先生は東京大空襲の例を言っていましたけれども、東京大空襲のお骨なんかは、身元不明ということになってはいるわけですけども、あの場合は、みなさん犠牲者がほとんど身元不明になって、どんどんどん埋めていって、そういうので、身元不明者ではあるけど、近親者のお骨じゃないかみたいですね、そんな遺族感情があったりしますから、これから、どんどんどん、10年、20年経っても、骨の、お骨というのは、玄侑先生おっしゃいましたように、まだ問題として残るわけでしょうし、一宗教法人に任せたら、ちょっととんでもないというか、大変な問題になると思うんです。それから、もうひとつだけ、私の寺では、原爆から70年経っても、今

もって、墓地問題というですね、お骨が、遺族が、私の骨ですと言うみたいなですね、そんなことが起こってますから、やっぱり60年、70年経っても、そういう解決はなかなか難しい。宗教法人、一つではなかなか難しいような問題が、まだまだ残ってますから、そういうのをまた、教えていただけたらと思っております。ありがとうございます。

川上　すごく色々ありまして、私は仙台なものですから、仙台で見ると、仙台以外でみるものは、全然違う風景になってます。仙台は、一番、人が亡くなった場所の一つではありますけれども、今現在、身元不明のご遺骨は5つとなっています。DNA鑑定も進み、「身元不明者」は、すごい勢いで、みるみる減っていきました。残り5つ。でも、時々増えるんです。指だけ出てきましたとかいうことで小さい箱に入って、あつたりします。そうかといって、じゃあすぐ隣に行って、東松島市などは、すごい量が、まだ、土葬された形で残されている。でもこれも、もしかすると、時間が経つと、仙台のようにして、どんどん判明していくのかもしれないですね。その先が問題のようです。仮設住宅にお住まいの方々にとっては、居住空間が狭いことが悩みです。それで、お骨を置く場所がない。あるいは、持っていたくないということもある。そういうことで栃木かどこかのお寺さんが、「もし行くところがなかったら、うちで引き取る」って言ったら、大量に来たっていうんですね。それは、ちょっとしたニュースになりました。本当にこれからお骨のことは、大変だろうなあということ。一応、話題としては、宮城県宗教法人連絡協議会で、そういうことを受けるような何かしくみを作ったらどうだという意見は出ているのですが、何しろお金がないのでねって言って終わっているのが現状です。本当はそういうところができたら一番いいのですが、なかなかそこまで、今は、力がないという感じです。

司会　それでは、5時で、制限時間ということになってしまいました。今日の議論は、午前中の、小野先生、玄侑先生、川上先生、午後の熊本先生、津久井弁護士、ゲストの先生方のご報告のおかげで大変に充実したものとなったと思

います。今日ご参加いただいた報告者の先生方に改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。